

館林都市計画地区計画の変更（明和町決定）

都市計画明和大輪中工業団地地区地区計画を次のように決定する。

名 称		明和大輪中工業団地地区地区計画
位 置		邑楽郡明和町大輪の一部
面 積		約19.8ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域周辺は、工業開発が積極的に進められ、東北自動車道などの広域交通網を活かしながら、関東内陸の工業都市として産業集積を図る地域である。 そこで、本地区においても、一体的な土地利用を推進することにより、工業団地としての良好な環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	既存工業用地と一体となった産業拠点として、産業集積に向けた適正な土地利用計画とする。
	地区施設の整備方針	開発行為に伴う雨水の流出増に対応した貯留施設の整備等、開発規模に応じた排水対策を講じる。
	建築物等の整備方針	良好な工業団地の形成を図るため、建築物の用途の制限等を定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	調整池 必要調節容量及び許容放流量、放流先の位置については、「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について（昭和45年1月8日局長通達）」に則り協議した結果に基づくものとする。
	建築物等の用途の制限	建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 （１）店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの （２）カラオケボックスその他これに類するもの （３）畜舎 （４）建築基準法施行令第130条の3第4号及び第5号に掲げるもの （５）卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令第130条の2の2で定める処理施設の用途に供する建築物 （６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、同条第6項から第11項及び第13項までに規定する営業の用に供するもの （７）老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの （８）自動車教習所
	敷地面積の最低限度	1,000㎡（ただし、公共の用に供するものについては、この限りではない。）

「区域及び地区施設は計画図表示のとおり」